

アフリカのジンバブエには「100兆ジンバブエドル札」(1億の100万倍)があったそうです。70年ほど前のハンガリーには、なんと100兆のさらに何万倍にもなる「10垓(がい)ペンゲー札」が存在したのだとか。「宝くじで3億円」なら夢が広がりますが、100兆という数字は天文学的すぎてちょっとピンときませんね。

ネコの相談所

画:ゴハチ



知っここ! 「税務のマメ知識」

～ 平成27年度 資産税の改正 ～

平成27年度の税制改正は、両親や祖父母の資産を若年層へ早期移転することで市場を活性化することを重視しています。相続税は増税となりましたが、贈与税は、非課税措置が拡充・延長されています。

① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

父母や祖父母など直系尊属から「住宅取得等資金」の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、平成31年6月30日まで贈与税が非課税となります。

住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が60歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)についても、平成31年6月末まで継続します。

② 結婚・子育て資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

父母や祖父母など直系尊属が、金融機関に子や孫(20歳以上50歳未満)名義の口座等を開設し結婚や子育て資金を一括して拠出した場合、子・孫ごとに1,000万円まで贈与税が非課税となります。

ただし、贈与者が死亡した場合は、死亡時の残高が相続財産となります。また、受贈者が、50歳に達する日に口座は終了し、残額には贈与税が、課税されます。

③ 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充・延長

父母や祖父母など直系尊属から、30歳未満の子や孫の金融機関の口座に、教育資金をまとめて信託等した場合の贈与税の非課税措置も適用期限が、延長され用途の範囲に通学定期券等が加えられています。